

料金表 2024年(令和6年)4月～

(1) サービス利用基本料金表

ご利用者様のサービス利用基本料金の自己負担は、下記のサービス利用基本料金表から総合事業による給付給付額を差し引いた差額分(各利用者の負担割合に応じた額)となります。
ただし、総合事業の月額利用の上限を超える場合は、超えた金額のみ全額ご利用者様負担となります。

5級地(大阪府堺市に所在)	地域ごとの単価:	¥10.45
---------------	----------	--------

		2024年3月まで		2024年4月以降		ご負担額(1月)		
		報酬単位	利用料金	報酬単位	利用料金	1割	2割	3割
基本月額料金	(週1回程度、月4回迄) 要支援1、事業対象者 (1回あたり)	384	¥4,012	436	¥4,556	¥456	¥912	¥1,367
	(週1回程度) 要支援1、事業対象者 (月額料金)	1,672	¥17,472	1,798	¥18,789	¥1,879	¥3,758	¥5,637
	(週2回程度、月8回迄) 要支援2、事業対象者 (1回あたり)	395	¥4,127	447	¥4,671	¥468	¥935	¥1,402
	(週2回程度) 要支援2、事業対象者 (月額料金)	3,428	¥35,822	3,621	¥37,839	¥3,784	¥7,568	¥11,352
運動器機能向上加算(月額)		225	¥2,351	(本加算は基本料金に統合、廃止)				
事業所評価加算(月額)※			¥0	(本加算は廃止)				
科学的介護推進体制加算(月額)		40	¥418	40	¥418	¥42	¥84	¥126
同一建物減算(回)		-	-	376	¥3,929	¥393	¥786	¥1,179
送迎未実施減算(片道)(回)		-	-	47	¥491	¥50	¥99	¥148
高齢者虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算		それぞれの条件に該当した場合、基本報酬単位数の-1%を減算						
サービス提供体制強化加算1	(週1回程度) 要支援1、事業対象者	88	¥919	88	¥919	¥92	¥184	¥276
	(週2回程度) 要支援2、事業対象者	176	¥1,839	176	¥1,839	¥184	¥368	¥552
2024年5月まで	介護職員処遇改善加算 I	「1ヶ月の介護報酬単位数(基本サービス費+各種加算減算) × 所定の加算率(1単位未満四捨五入)」 ※加算率は千分の59 × 地域ごとの単価(1円未満切捨)						
	介護職員等特定処遇改善加算 I	「1ヶ月の介護報酬単位数(基本サービス費+各種加算減算) × 所定の加算率(1単位未満四捨五入)」 ※加算率は千分の12 12または10 × 地域ごとの単価(1円未満切捨)						
	介護職員等ベースアップ等支援加算	「1ヶ月の介護報酬単位数(基本サービス費+各種加算減算) × 所定の加算率(1単位未満四捨五入)」 ※加算率は千分の11 × 地域ごとの単価(1円未満切捨)						
2024年6月から	介護職員等特定処遇加算 I	「1ヶ月の介護報酬単位数(基本サービス費+各種加算減算) × 所定の加算率(1単位未満四捨五入)」 ※加算率は千分の59 90または90 × 地域ごとの単価(1円未満切捨)						

※印を表示した加算種は、サービス提供条件をみだし、手続きが整いましたご利用者様について、算定させていただきます。

(2) 下記の費用は、ご利用者様の負担となります。

- ①通常要する時間を超えるサービス ②昼食代¥600(キャンセル代¥600) ③おやつ代¥50
- ④おむつ等を使用される方はその代金(¥50～¥170)
- ⑤レクリエーション費¥100～¥500(材料代含む1回)
- ⑥その他の費用(本サービス中に提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、ご利用者様に負担して頂くことが適当と認められる費用)